

平成30年6月

委員総会議事録

松本市農業委員会

平成30年6月 松本市農業委員会 委員総会 議事録

1 日 時 平成30年6月29日(金)午後1時27分から午後3時01分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 47人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	21番	小林 弘也
22番	塩原 忠	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	25番	柳澤 元吉
26番	波多腰哲郎	27番	田中 悦郎
28番	伊藤 修平	29番	橋本 実嗣
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	42番	青木 秀夫
43番	萩原 良治	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 1人 36番 忠地 義光

5 議 事

議案第41号 松本市農地利用最適化推進委員の決定について【別冊資料】

6 協議事項

(1) 平成30年度第1回松本農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について【別冊資料】

(2) リンゴ黒星病“薬剤耐性菌”の防除対策に関する緊急提言について【別冊資料】

7 報告事項

- (1) 平成30年度第1回農業経営改善計画の審査結果について
- (2) 平成30年度第1回青年等就農計画の審査結果について
- (3) 旅行積立等の清算について
- (4) 5月定例部会報告
- (6) 主要会務報告

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		"	局長補佐	板花 賢治
		"	"	小西 えみ
		"	担当係長	齋藤 信幸
		農政課	計画担当係長	中村 安広
		"	主 査	川口 重人
		"	"	東山 睦子
		"	主 事	羽賀 裕輝
		"	主 任	大塚 留誠
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会長あいさつ 小林会長

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 23番 古沢 明子 委員
- 24番 上内 佳朋 委員
- 〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

14 会議の概要

議長 本日の議案についてですが、総会、部会合わせて、農地部会に18件の議案が提出をされております。このうち、議案第54号及び55号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第56号から58号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行って、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

これより審議に入りますが、今日は農政課の案件が3つございますので、次第を変更いたしまして、まず協議事項1の松本農業振興地域整備計画の変更の件、続いて報告事項1の農業経営改善計画の審査結果の件、報告事項2の青年等就農計画の審査結果の件を優先して進行することといたします。

まず初めに、松本農業振興地域整備計画の変更についてお願いをいたします。

中村（農政課） 農政課計画担当の中村と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

説明の前に、資料、きょうたくさん配られていると思います。これから使います資料について確認をさせていただきたいと思います。

左側にホチキスどめで2つとめてある資料を一部使いますが、1つは「協議事項1」というふうに書かれた平成30年第1回度松本農業振興地域整備計画の変更についてという資料、もう一つは、変更申請地位置図というものです。いずれも10何ページからの冊子になっているかと思いますが、お手元にありますか。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

主に説明は協議事項1の冊子のほうの資料を使いたいと思います。

それでは、資料1ページをおめくりください。

(1) 変更案の概要としまして、今回の申請は10件あります。1ページの表にもございますとおり、1つは重要変更というものが7件ございます。もう一つは、軽微変更が3件ということでございます。重要変更については、内訳は農家住宅が4件、農家分家が2件、それから編入が1件ということになっております。

続きまして、2ページをごらんください。

これまでの経過と今後の予定についてご説明させていただきたいと思いません。

まず、(2)の経過としましては、アの変更申請受付ということで、ことしの4月9日から4月23日まで、この受け付けを行いました。以降、各地区の農振協議会、それから現地調査、庁内検討会議が行われ、本日の農業委員会総会で協議をしていただくというところでございます。

続きまして、(3)今後の予定についてですが、先ほど触れました軽微変更3件については、アの松本市農業振興地域整備促進等協議会、8月2日に開催されますが、ここで承認されれば、その後に公告及び申請者への通知を予定したいと思っております。

残る7件、重要変更、先ほど重要変更7件ありましたが、これにつきましては、イ以降、まず27号計画案を県に事前調整というものを8月中旬に行います。

それから、ウといたしまして、農振計画変更案を県へ事前協議ということで、10月下旬に行いたいと思っております。

順調に行きますと、除外完了は平成31年、来年の1月下旬を見込んでいるところでございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、変更案の協議に入ります。

まず、農家住宅について説明をお願いいたします。

中村（農政課）

それでは、3ページごらんください。

ここでは農家住宅の4件について、3ページ、4ページにかけて説明したいと思います。

この表ですが、上から土地の所在、土地の所有者、転用事業計画者というふうに書いてありますが、要は申請者と考えていただければと思います。その後、変更理由、面積等々が記載されております。

では、整理番号1番、3ページの島立地区について説明させていただきます。

申請者は、農業経営者の〇〇〇〇さんです。この今現在の居住状況について説明させていただきますが、住宅が老朽化し、顕著に老朽化が激しくて、修繕のほうも、拡幅はちょっと、周辺道路が非常に狭くなっているため、農業資材の出入りに非常に困難な状況になっております。〇〇さんとしては、今後の農業経営の効率化を考慮して、農家住宅の移転先として、自分が所有されている農地の中でも最大規模の田んぼ5,398平米のうち、北側の890.9平米を農振除外として、転用したいというものです。なお、この〇〇さん、現在の居住しているところは、移転後は取り壊すというふうに予定しているところです。

2番目、寿地区です。申請者は〇〇〇〇さん、〇〇さんご夫婦です。〇〇さんのお父さんであります〇〇〇〇さんから農業経営を引き継ぎまして、自己所有地である寿豊丘の農地を耕作していくこととなりました。現在、このご夫婦は、2人の子供と市内のアパートに居住しておりますが、今後の農業経営を考慮して、耕作地付近のところに居住したいというふうに考えているところです。その住まいの選定に当たっては、〇〇さんのご実家というところも考えたんですが、同居してしまうと手狭になってしまうということになりまして、農家住宅用として畑755平米のうち、北側の419.13平米を農振除外として、転用したいというものです。

整理番号3番、岡田地区です。申請者は、農業後継者である〇〇〇〇さんです。〇〇さんは、農業経営者である〇〇さんが高齢になったということもありまして、今後の農業経営を考慮しまして、本家の近くに住みたいというところがございます。居住に当たっては、位置選定をしたんですが870平米ほどある本家敷地内を検討しましたが、東側の一部ががけとなっております。

ここで、別冊でお配りしました位置図の3ページをごらんいただきたいと思いますが、ここに岡田の案件がありますが、黒ポツがあるところ、東側ですので、右側ががけあがりますので、この敷地内にもう1軒建てられる余裕がないという状況でございます。そのため、本家の敷地の近くに農業後継者の別棟住宅用として田んぼの537平米のうち、北西側の265平米を農振除外として、転用したいというふうに考えているところがございます。

それでは、整理番号4番、今井地区です。申請者は、農業経営者の〇〇〇

〇さんです。〇〇さんの前の経営者のお父さん、〇〇さんから農業経営を引き継いで、今現在、仮住まいである市内のアパートから通いで本家の畑を現在は耕作しているというところです。ただし、家族の介護が必要となりまして、農業経営と介護の両立を図るため、本家の近くに居住したいというところで、当初、母屋のリフォームを検討しましたが、それも手狭であるため、本家の敷地内に離れを建設することが適当であると判断しまして、離れとして既存住宅用の接道用地を含めまして、畑2,020平米のうち、北側の238平米を農振除外として、転用したいというものです。

以上の農家住宅4件は、地区の農振協議会で協議されておりますし、市の関係課でございます農業委員会事務局、それから建設指導課との協議の結果でも、除外はやむを得ないと判断しております。

以上、農家住宅4件についての説明は以上です。ご協議をお願いします。

議長 ただいま農家住宅4件について説明がありました。
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
次に、全体の委員の皆さんから質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
農家住宅4件、1,813.03平米については、やむを得ないと、こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認をいただける方は挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、農家住宅4件につきましては、やむを得ないという形で集約をいたします。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課） それでは、資料5ページをごらんください。
5番、6番についてご説明させていただきたいと思います。
まず、整理番号5番です。申請者の〇〇さん夫婦、あと整理番号6番の申請者であります〇〇さん夫婦、ともに市内のアパートで現在暮らしており

ますが、将来、子供が生まれるということも考慮しまして、アパートが手狭になるのではないかとということで、自己用住宅を建てるということを決断されました。その場合、本家の分家用として、いずれも300平米ほどの農地を農振除外し、転用したいというものでございます。

農家分家の2件は、地区の農振協議会でも協議されておりますし、農業委員会事務局とか建築指導課との協議の結果でも、除外はやむを得ないと判断しております。

ご協議をお願いいたします。

議長 農家分家2件について、ただいま説明がありました。
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約いたします。
農家分家2件、609平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ということでございますので、農家分家2件については、やむを得ないと、こういう形で集約をいたします。
次に、転入について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課） それでは、6ページをごらんください。
整理番号、波田地区でございます。申請者の農業経営者、〇〇〇さんは、現在、自己所有地と借入地を合わせて1万6,400平米余りを耕作しておりますが、今回の申請地を多面的機能支払交付金の事業対象として、隣の農地との一体活用で地域農業の振興を図りたいということで、畑2筆、528.97平米を農振農用地に編入したいというものでございます。
編入は1件でございます。ご協議をお願いします。

議長 ただいま編入1件について説明がありました。
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
全体の委員さんから質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
集約をいたします。
編入 1 件、258.97 平米については、同意すると、こういう形で集約
をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、編入 1 件につきましては、同意をするという形
で集約をいたします。
次に、軽微変更について説明をお願いいたします。
中村係長。

中村（農政課） それでは、ページをおめくりください。7 ページ、8 ページについて、軽微
変更の案件についてご説明させていただきます。

8 番、和田地区でございます。申請者で農業経営者の〇〇〇〇さんが農業
倉庫用として、田んぼ 895 平米のうち、南側の 195 平米を軽微変更す
るというものです。

続きまして、9 番、梓川地区です。申請者の農業経営者、〇〇〇〇さんが
農機具格納庫資材置き場として、畑 2,183 平米のうち、南側の 28 平
米を軽微変更したいというものです。

軽微変更の最後、10 番ですが、梓川地区です。申請者の農業経営者、〇
〇〇〇さんが農業用倉庫として、田んぼ 2,500 平米のうち、北東側 3
28 平米を軽微変更したいというものでございます。

軽微変更は以上 3 件でございます。ご協議をお願いします。

議 長 ただいま軽微変更 3 件について説明がありました。
地元委員の皆さんから何か補足説明がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
全体の委員さんから質問がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
軽微変更3件、551平米については、了承すると、こういう形で集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、軽微変更3件につきましては、了承すると、こういう形で集約をいたします。
最後であります、松本市の農業振興にかかわる計画(27号計画)の変更について、説明をお願いいたします。
中村係長。

中村(農政課) 資料、続く9ページから最後のページまででございますが、9ページをらんください。
松本市の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画の変更について説明をさせていただきます。
まず、この計画の趣旨でございますが、土地改良事業の完了後8年を経過しない農振農用地については、農振除外ができないこととなっておりますが、一定の要件を満たす場合に、満たす施設については、27号計画を変更し、県との調整を経た上で、例外的に除外を行うことが可能とされているものでございます。
10ページにわたって、土地改良事業の実施計画について記載されております。らんください。
それでは、資料11ページをお願いいたします。
先ほど協議していただきました整理番号1から10まででございますが、その中で、整理番号1、4、5、6番の4件につきましては、それぞれ番号、この11ページの 、 、 の順で記載されておるところでございます。
4件の変更申請面積の合計1,737.9平米は、国営中信平二期農業水利事業の受益地でございます。
また、番号の の309平米は、県営栄畑地帯総合整備事業下原地区の受益地でもございます。
これらの案件は、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上も土地利用への支障が軽微であると判断し、土地改良事業の完了後8年を経過しない土地であります、本計画を変更したいというものでございます。
以上、27号計画の変更について説明となります。ご協議をお願いいたします。

議 長 松本市の農業振興にかかわる 27 号計画の変更について説明がありました。
これに対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
集約をいたします。
松本市の農業の振興にかかわる計画（27 号計画）の変更については、異議なしと、こういう形で集約をしたいと思います。承認いただける方の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、松本市の農業の振興にかかわる計画（27 号計画）の変更については、異議なしという形で集約をいたします。
それでは、今までの意見結果をまとめて事務局から報告をしていただきたいと思います。
山田局長、お願いします。

山田局長 それでは、ただいまの協議結果の集約を報告いたします。
農家住宅 4 件、1,813.03 平米については、やむを得ないと集約しました。
農家分家 2 件、609 平米については、やむを得ないと集約しました。
編入 1 件、258.97 平米については、同意すると集約しました。
軽微変更 3 件、551 平米については、了承すると集約しました。
松本市の農業の振興に関する計画（27 号計画）の変更については、異議なしと集約いたしました。

議 長 ただいま事務局長から報告された集約で異議ありませんか。

[異議なし]

議 長 異議なしということでございます。
協議事項 1、平成 30 年度第 1 回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更については、以上のとおり農業委員会の意見として決定をいたしました。ありがとうございました。
引き続き、農政課案件を優先してまいります。報告事項 2、平成 30 年度第 1 回農業経営改善計画の審査結果について、農政課の説明をお願いいたします。
農政課。

大塚（農政課） 農政課担い手担当の大塚と申します。本年度も認定農業者の担当となりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

報告事項 1 に先立ちまして、少々お時間をちょうだいして、ご紹介をしたいことがございます。

皆様のお手元にお配りしてございますこちらの緑色の絵が描かれたものをちょっとごらんいただきたいんですが、こちら、昨年度 1 年間をかけた完成をしました第 6 期のまつもと農村地域虹の橋プランでございます。

こちらは、農業委員会から古沢会長代理、田中農業振興部会長、赤羽米子委員、中島委員の 4 名の皆様にもご参加をいただきまして策定を進めてまいりました。策定委員の皆様には、お忙しい中、貴重なお時間とご意見をたくさんちょうだいしました。感謝を申し上げます。

こちら、今後 5 年間の行動指針としまして、このプランをもとに、また農村女性の活動を深めてまいりたいと思います。また、お目通しをいただければ幸いです。

それでは、報告事項 1、平成 30 年度第 1 回農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。

着座にて失礼をいたします。

こちら、1 ページ、ごらんいただきたいと思いますが、制度の概要については、根拠法令は農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものです。

認定基準は、こちら、変更はございません。記載のとおりとなっております。

第 1 回目の農業経営改善計画の認定者については、1 ページ、2 ページに記載のとおり、新規が 7 件になりまして、2 ページのほうにまいりまして、再認定は 12 件、以上 19 件につきまして、第 1 回松本市農業支援センター農業経営改善班指導員による審査の結果、全件が承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、挙手をしてお願いをいたしたいと思います。

百瀬さん、どうぞ。

百瀬（芳）委員 最後だと思って、1 つお願いしたいんですけども、認定農業者の認定基準というものの中身は、知らなくていけないんですが、各地区に認定農業者がいると思うんですけども、せめてその地区の農業をしている見本と言っていいかどうか、模範の農業者になってもらいたいというふうに思います。

というのは、田んぼの草はなかなか刈らないで、水路には勝手にふたをしたり、穴をあけたりというような認定農業者がいて、困っているものから、認定する要件の中にそういうものも入れてもらえればなと思います。以上です。

議長

今、百瀬委員の意見であります、やはり認定するに当たりまして、農業委員があんまりかわらないというふうなこともあるわけですが、どう。

ちょっと事務局の方向性を出す前に、このことに対しまして、委員の皆様意見がありましたら、お願いしたいと思います。

私も、実は認定した人には困っているところもあるわけでありまして、何とかならないかなと思いつつも、指導班会議がかなり力がありますので、農政課で指導班、例えばそれぞれの地区のJAの課長さんが、まあいいじゃないかという話で、これが認められているわけでありまして、チェックするところが後の、百瀬さんの意見ではありませんが、後、誰もチェックできないというような状況でもあります。これに対して意見ありませんかね。

例えば、飼料米ですが、転作と関係なく飼料米つくるもんですから、私たち、中山間地で集団転作しているところへぼつんとつくって、それで水路の管理をちゃんとしてくれればいいんですが、水をかけ流して、そして、すると下へ全部、麦なら3分の1から半分くらい、その下の田んぼはできなくなっちゃうというような状況でありまして、本当に大勢の人たちに迷惑がかかっているわけですが、飼料米だとそれはできるわけですね、えさ米ということで。それを何年も続けて、苦言は言うんですが、来年はしっかりやるで、というような話で通っちゃうわけですね。

何か意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

いずれにしても、前から言っていますが、指導班会議の課長さんたちが集まって、その皆さんがこれはいいとしていることでもありますので、農業委員会では認めるというような状況ではあります、あまり何も言えないような状況ではあります。

私がこんなことを言っちゃいけません、意見がないようですので、ご承知をいただきたいと思っております。お願いします。

続きまして、報告事項2、平成30年度第1回青年等就農計画の審査結果について、農政課の説明をお願いいたします。

東山（農政課）

それでは、報告事項2、平成30年度第1回青年等就農計画の審査結果について報告いたします。

私、4月に農政課に配属になりました東山と申します。青年就農計画並びに新規就農の担当となりましたので、よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

青年等就農計画ですが、皆様ご承知のとおり、平成29年度までは第三者機関である松本市農業支援センター経営指導班会議意見聴取の後、農業委員会で協議をしておりましたが、今年度から経営指導班会議の審査を受け

まして、松本市長が認定することとなっております。

農業経営基盤強化促進法並びに同法基本要綱、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、申請のありました1件について認定をいたしました。

認定基準については、資格要件及び認定基準のとおりとなっております。

30年度第1回青年等就農計画の認定者ですが、3番のとおり、29年に就農しました岡田の〇〇〇〇氏となっております。主にリンゴの生産をしております。

認定者については以上となりますが、また平成29年度からの新規就農者につきましては、計画どおり就農、経営していけるように、年2回のサポート委員活動を実施しております。

農業委員の皆様には、既にご協力をいただいているところですが、また〇〇さんについてもご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、初めに戻りまして、議案審議を進めてまいりたいというふうに思います。

議案第41号 松本市農地利用最適化推進委員の決定についてですが、委員にかかわる案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に従いまして、これから指名をいたします7人の委員の皆様には退席をお願いいたします。

太田委員、上條信委員、竹内委員、波場委員、丸山寛美委員、波田野委員、森田委員には、すみませんが、退席をお願いいたします。

(太田委員、上條信委員、竹内委員、波場委員、丸山
(寛) 委員、波田野委員、森田委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、議案第41号の説明をさせていただきます。
使います資料は、本冊資料から別冊になっておりますけれども、別冊資料として調製しました議案第41号 松本市農地利用最適化推進委員の決定

について、それから関連しまして、本日お手元に配付させていただきました農業委員会委員の任命について（報告）という2つの資料をお手元にご準備ください。

それでは、着座にて失礼をさせていただきます。

改正農業委員会法に従いまして、農業委員会は新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することとなりました。この6月委員総会では、松本市の推進委員を決定することについて、農業委員会の承認を求めるものでございます。

関連しまして、農業委員会委員の任命ということで、この松本市議会6月定例会におきまして、法に基づきまして市長が提出しました議案に対しまして議会の同意が得られましたので、報告をさせていただきます。

関連資料の写しということで、1枚めくったところに6月市議会に提出した第14号議案ということで、農業委員会委員の任命についてというものを添付してございます。実際の議案には、これに26名分の履歴書が後に添付されていたというものでございますけれども、今回は省略をさせていただきます。

6月21日、議会同意ということでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、また最初の本冊資料のほうでございしますが、推進委員の決定ということでございます。

法に基づきまして、農業委員会で決めました担当区域ごとに農業者等から候補者の推薦を求め、また一般募集も行いましたところ、条例定数と同じ18人の推薦がありました。推薦書に基づき事務局で審査、法や規則で定める委員の欠格事項の該当者がいないことを確認しましたので、推薦がありました18人全員を推進委員に委嘱したいと考えました。そして、今回提案をさせていただくものでございます。

候補者の詳細については、議案第41号をごらんいただきたいと思います。

担当区域、1番、旧市、岡田、本郷ですが、横田3丁目の大月國晴さんでございます。

第2区域、中山、寿、内田でございしますが、中山の太田辰男さん、それから寿小赤の赤羽武史さんでございます。

第3区域、入山辺、里山辺は、入山辺の朝倉啓雄様でございます。

第4区域、笹賀、芳川でございしますが、笹賀の村沢さんでございます。

第5区域、神林、今井でございしますが、神林の上條博志様と今井の田中武彦様でございます。

第6区域は、新村、和田でございしますが、新村から中平さん、和田から上條一利さんということでございます。

第7区域は、島内、島立でございします。島内の堀内さん、それから島立の上條さんということでございます。

第8区域は、四賀でございします。板場の竹内さん。七嵐の大澤さんということでございます。

第9区域は、安曇、奈川、梓川ということでございしますが、3名、梓川梓

の波場さん、梓川倭の丸山さん、梓川倭の波田野さんでございます。

最後、第10区域、波田でございますが、波田の森田さんと波田の中澤さんということで、以上18人の候補者となりますが、1枚めくったところの添付資料のとおりでございますが、こちら、最後のページに法令の関係、条例を添付してございますが、アンダーライン引っ張ってあるところを着目していただければと思いますけれども、特に法の第17条ですね、農業員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。この点につきましては、地区の推薦理由にもありますとおり、各人が熱意と識見を有する者というふうに判断をしてございます。

地区から推されて出てきたということで、ふさわしいというふうに考えておりますけれども、提案した候補者18人につきまして、推進委員に委嘱することについて、農業委員会でご決定をいただきたいと思っております。

なお、推進委員の委嘱状交付式は、新体制に移行してからとなります。8月17日の午後に予定しておりますので、ご承知おきを願います。

以上でございますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま41号 松本市農地利用最適化推進委員の決定について説明があったわけですが、このことに対しまして発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定されました。
委嘱状交付式は、事務局の説明のとおりでありまして、新体制発足後の8月17日を予定しておりますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。
退席している7人の委員の皆様には入場を許可いたしますので、事務局は対応をお願いいたします。

(太田委員、上條信委員、竹内委員、波場委員、丸山
(寛) 委員、波田野委員、森田委員入室)

議長 ありがとうございます。
次に、急遽きょう提出する案件となります。次第にはありませんけれども、本日配付いたしました資料から、協議事項2、リンゴ黒星病“薬剤耐性

菌”の防除対策に関する緊急提言について、まず農業振興部会長の田中さんから趣旨説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

田中委員

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

ご存じのとおり、この松本市のリンゴ、面積的には600ヘクタールくらいですか、売り上げで30億円、米に次ぐ農産物というふうに理解しております。

リンゴに特化した中で、土の中の病害を除けば、腐らん病、斑点細菌病、黒星病が3つの大きな病気ということで、腐らん病は、もちろん薬剤防除もありますし、管理の関係もあります。小まめな手当てをすれば対応できますし、また斑点細菌病も同様ですけれども、ここで黒星病なんです、黒星病は従来、治療効果もあり、また防除効果もあるというような薬剤をずっと使っておったわけですけれども、青森県で抵抗性のある病原体が発見というか、発生してしまったということです。それが、この春先から松本市のほうへ導入されました。

この病原体に罹病しますと、治療特効農薬はもちろんありませんし、壊滅的な被害に遭うということで、我が地元もそうなんです、大変リンゴ農家の皆さん、危惧している状況です。

また、本日お示ししてある資料の中に経過等も触れさせてありますので、そこをごらんいただければわかるかと思えますけれども、これに対する対応は、前段で申し上げたとおり、薬剤での治療効果は期待できないということで、実情的には、予防農薬の防除、または発見し次第、切除して焼却するか土へ埋めるということで、大変なリンゴ農家の皆さんは危惧を抱きまして、JAのリンゴ部会組織では、この危機的な状況の中から、皆さんで一致団結して特別防除をし、なお一層、今まで黒星病対策としての防除歴へ組んであった殺菌剤を急遽かえて、防除効果が高い剤をそこへ組み込んでいこうということで、人的にも経済的にも非常に苦慮して悩んでいるのが現状です。

また、この病原体、空気感染と、やっぱり人的接触感染がありまして、それが主な内容でございますが、先ほど申し上げた防除以外、やるすべがないということで危惧している中、30億円の売り上げがある、また先ほど申し上げた600町歩という中で、行政として、基礎的自治体として、この事態に果たして黙っていてもいいのだろうかというような危機感を、それぞれ会長ほか役員の皆さんも含めた中で共有した中で、やはりこの松本市としても、何らかのサポートなりをしていくべきじゃないかということで、急遽、またこの機会を得まして、皆さんにご理解とご協力を願うというふうな次第になったわけでありまして。

以上です。

議長

続きまして、提言内容について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

それでは、本日お配りしました資料の中身を見ていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1枚おめくりいただきまして、そこら辺、ちょっと文章を見ながらお願いします。

6月19日に県の発表でございますが、リンゴ黒星病薬剤耐性菌が確認されたということでございます。プレスリリースを経まして、6月20日の新聞でかなり報道はされたということでございます。

このことについては、市内JAを初め、リンゴ生産者に大きな衝撃を与えたということで、現場では緊急対応ということになっております。

農業委員会が独自に2つのJAに確認しましたところ、ことしの春までに少なくとも2つのJAで7,600本以上のフェザー苗ですとか、1本苗というような状態の苗が導入をされております。

それで、ハイランドさんでは、新聞報道が6月20日にあったんですが、翌6月21日から3日間かけて5,070本全て抜き取って、処分をしたという経過がございます。

また、JAあづみさんにつきましても、既に40数本処分はしているんですが、残りの500本ほどについても、本日から集中的に処分を始めるといふうに聞いております。

部会長おっしゃったとおり、特效薬がないと。遺伝子がもう変わっちゃっているわけでございますので、特效薬がないということで、新たに登録を目指す一剤が検討されているようですが、登録までには四、五年かかるというようなことも言われております。

という中で、JAの対応としては、急遽抜き取って焼却といふうな対応をとっているということでございますが、いかにこれから蔓延を防いでいくかということが重要になります。

予防対策に重点を移した措置が必要となり、産地維持のため、生産者が一丸となって病気の蔓延防止に努める体制の構築が求められるということでございます。

そこで、緊急提言ということで、3点の提言ということでございます。

1番、慣行防除では抑制できない黒星病薬剤耐性菌の発生に伴い、市内の生産者が予防のため新たに必要とする農薬散布に対する財政的な支援の実施ということで、新たに防除体系を変更して、3つほど新たな薬品を散布せざるを得ないということでございます。ここら辺のところ、財政的な支援ができないかということが1点目でございます。

2点目は、本病の蔓延防止に向けまして、条例規制の検討を含め、関係機関連携による一般栽培者及び栽培放置園等への注意喚起並びに指導の徹底ということでございます。

前段の「条例規制の検討を含め」という部分は、現在、松本市に腐らん病まん延防止条例といふうなものが、昭和49年に制定された古い条例なんです、まだあるということでございます。改善勧告、改善命令、命令に従わなければ行政代執行といふうな強力な条例があります。こんなようなものも視野に、それに匹敵するような今回は病気じゃないかといふ

うなところで、黒星病防除に非協力的なところについては、そういった指導も必要じゃないかというふうな意味合いも含めて、「検討を含め」ということでございます。

あと、「一般栽培者及び栽培放置園等への注意喚起」という部分では、一般栽培者、JA傘下にある生産者、もちろんJAの指導に従って忠実に防除をやっておられるということでございますが、一般栽培者というところでは、家庭の自家用の果樹ですとか、JAとはちょっと違った形の果樹栽培もあるかと思えます。

また、栽培放置園というのは、我々農業委員会の仕事とも密接に関係しておりますけれども、遊休農地、遊休園地と申しますか、栽培放任園というふうなところも中にはあろうかと思えます。こういったところで蔓延がしてしまうと、産地全体の取り組みができなくなるというふうなことがあります。

ですので、こういったところも含めて注意喚起、指導の徹底ということで、農業委員会としても、地区において、このような栽培放置園のようなものがあれば、地区の中で指導を強めていかなければいけないということで、我々自身も問われる部分ではございますけれども、これを2番としております。

3点目が、防除の取り組み効果を高めるため、専門的知見を有する県の指導のもと、市域を超えた広域連携体制の構築ということで、言うまでもなく、風に乗ると500メートルも孢子が飛散するというようなことも言われている中で、松本市だけの問題ではないということでございます。

もちろん普及センターのほうで強力的に指導をしておりますし、情報も逐次流していただいているわけでございますが、再度農業委員会が提言を行うことによって、これが一般に浸透するというのも考えております。

こういった提言をまとめて、本日、役員対応で写真撮影の後、提出を考えているところでございますので、ご協議をお願いいたします。

以上でございます。

議長

ただいまから質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

三村委員。

三村委員

私も農業者団体の推薦の位置づけの中で、こんなような形で農業委員として市に提言していただけたということ、本当に心より感謝を申し上げますところでございます。

この病気の内容につきましては、今、田中部会長、また板花補佐のお話のとおりでございます。

そういった中で、若干私の立場でおつなぎ申し上げますけれども、この病原菌のものは青森に発生したわけでございます。平成26年ごろから発生していたのではないかとわれております。

そういった中で、この30年の春までに、昨年の秋からですけれども、青

森県産苗木業者、約8社あるわけですが、そちらから長野県下に、今つかんでいる本数では、約1万4,000本長野県下に導入されているのではないかとされています。その半分の7,137本がハイランド農協管内、県下の導入の半分がハイランド農協に導入されております。これは、青森の苗木業者とのつながりの中で、過去数年、苗木業者との取引の中でハイランド、多くの苗木を導入してきたわけですが、そういった中で、ことしの春植えたフェザー苗と言われる、今取り組んでいる高密植栽培、約10アール300本から400本植えをする栽培方法でございますけれども、その苗木が約7,437本、そして従来の1年生の1本苗と言われのが、約3,000本からハイランドに導入されたわけですが、その7,137本、高密植栽培用の苗木ですが、ことしの春、農家の皆さん、手塩にかけて栽植をし、そして全ての枝を誘引するという大変な作業があったわけですが、その苗を農家の皆さんのご理解をいただく中で、全て抜根、焼却処分をさせていただいたわけでございます。これについては、拡散防止という、一番はやはり拡散防止でございます。

そういった中で、罹病に疑わしいという形の中で、そういった作業をさせていただいて、農家さん、本当に大変なる切ない思いをされておられるわけですが、そういった中で、既存の周辺の農家においても、拡散防止ということで、特産の農薬の散布という形の中で、いずれにしましても、来年度以降、この菌が残らないような形の中で、長野県下全ての農協、生産者が取り組んでいくべきものと思っております。

この病気、過去、昭和62年にも大発生したわけですが、その当時は耐性菌ではなかった中で、農薬の散布、治療、防止というような形の中で、約四、五年かかってそれでも終息を迎えたわけですが、今回はこういった形の中で、耐性菌ということで、県の防疫所含めた形の中で、県下挙げて取り組んでいただきたいということで、農協の立場でも、そんなような運動もさせていただいておりますので、どうか今回、松本市の農業委員会においてもご理解をいただく形の中で、こういった形の対策をとっていただき、また啓蒙活動にもお手伝いいただければなど、こんなことを私の立場からもお願いを申し上げたいと思います。

大変ありがとうございます。

議長

ありがとうございました。

ほかにこれに対しましてご意見ございましたら、お願いします。

岡村委員。

岡村委員

既に苗木の周りの木が、もう既に出ているんですよ。転移しているんですけれども、私、数年前にこの会でもお願いした経過があるわけですが、廃園農家ですね。果実もとらないで、そのまま山のような木のように荒れちゃったと、果樹園がですね。これを切らないことには、ますます黒星がまん延していくんじゃないかと。だから、抜本的な対策として、これは伐採処理ですね。根本から切ると、こういうことが必要に迫られているわけで

ございますけれども、やめていく農家は、とてももう高齢化しちゃっていて手が回らんと。そしてまた、消毒するにも、生産上がらないところで薬捨てるような消毒はできないと、こんなことで、本当に弱り果てております。

これ、本当に強く行政からも後押しいただいて、廃園される農家はそれだけの責務があるわけだから、周りに迷惑をかけないということの重大性をもっと圧力をかけて、JA等でもお願いして、今後も指導を強めていかないと、本当に行き詰ってしまうと思うんですよ。

ですから、ただ単に特效薬の予防薬をかければという問題と並行して、今現在、廃園になっているところの木ですね。それに対する対策というものも講じていただかなければならないんじゃないかと思うわけでありまして。

以上です。

議長

ありがとうございました。

大変な事態であるというふうなことでございますが、ほかにご意見ありますか。

百瀬委員。

百瀬（芳）委員

さっきの三村委員の話を知ると、平成26年ころから青森では出ていたということになると、ことしで4年目になるんですけども、例えば鳥インフルエンザとか、豚コレラというようなのが出た場合には、すぐ移動の禁止になりますよね。4年も前に出ていたのが、どうして県とか農水省で苗木の移動の禁止とか、そういう措置をとらなかったのかという、行政の怠慢というか、そういうものがあるんじゃないかというふうに思います。

議長

田中部会長、その辺はどう。

田中委員

法的に植物防疫法とかよく知らないんですが、それで豚コレラとかあった場合に、具体的な移動禁止って出てくるとは思いますけど、類推するところ、この事態は、青森はその該当じゃないんじゃないですか。別に行政の肩持つわけじゃないが、結果的にはそういうことだとは思いますが、やっぱりそこまで注視する必要がありますね、現実にならば。というふうに結果論としては思いますけれども。

議長

よろしいですか。

三村委員。

三村委員

苗木法の中では、やはりその関知はないと思いますけれども、いずれにしても、ただ苗木だけで移動するだけでなく、人的にも、体に菌が付着して移動もします。また、果物にも罹病します。そういった形の中では、この黒星病菌というものは、ただ苗木だけの移動じゃないという形ですので、行政の怠慢とは思いませんけれども、青森では青森の中でも、やはり日本

一のリンゴ産地ですので、県挙げて対策といいますか、防除徹底をしてきたわけですけれども、しかしながら、こういった形の中で拡散をしてきたということですので、お願いをしたいと思っておりますけれども。

議長

ほかにどうですか。

この問題が出まして、今、地域振興局の課長さんは今井の〇〇さんでありまして、もともところから出てきた課長さんでございまして、きょうも〇〇さんからいろいろな話を聞いてきましたし、うちの中村課長もそこに一緒にいたわけですが、県としては、大分早い段階からいろいろ対策を講じているんだというふうな話でありましたが、ただ、JAもやっているし、それであづみ農協は3日ばかり前だと言ったね、いよいよ動き出したのは。ただ、困るのは、今、岡村さんや三村さんから言われましたように、それだけの耐性菌があって、大変困った問題ではありますが、個人的にどうも買って植えている農家もあるというような話でございまして、行政も、青森の業者に、その苗木業者に情報を出してくれというようなことでもお願いしても、今、秘密何とか法の何とかかんとかというやつで、出さないというんですね、業者は。そこに問題もあるじゃないかなということで、どっちにしても、行政も農家も本当にこれ、緊急事態だというようなことで、対応をお願いしなきゃいけないといったようなことで、農業委員会としても、急遽、きょうこれから部長に提言書を出してまいりたいと思っておりますが、補足して何か皆さんで意見ありましたら、お願いします。

波田野委員。

波田野委員

今、個人とされましたけれども、通販での苗、そこら中で買えるもので、地域の人に、今こういう病気が発生していますというか、リンゴの個人の導入とか家庭栽培のほうですけれども。そういう広報して、産地と確認、注意喚起もしなきゃ、専業農家ばかりきちっとしていても、個人でどんどん入ってきて、もしそういう感染した苗が入れば、またそこから、それを知らなければ、どんどんうんと大きく病気になっちゃってからさあさあとなっちはいけないので、一般市民の方にも、こういう病気があるんで、苗木の購入は注意しろとか、何かそういうようなこともしっかり広報してしてもらわないといけないと思っておりますので、その点もまたお願いします。

議長

ほかにどうですか。

はい、どうぞ。

田中委員

先ほど岡村さんがおっしゃったみたいに、3つの内容になっているのですが、4点目として、意見書にも我々、ここ数年来書かせていただいた経過がありますけれども、その辺ちょっと書き込んでいただいて、あわせただけでこの緊急提言という内容にしていけばどうかというふうに思いますけれども。

議長

きょうの緊急提言の趣旨説明については、田中部会長からちょっと詳しく

説明していただきますので、その辺はまた部会長のほうでつけ足して要望もしていただきたいというふうに思います。

いろいろあると思いますが、本件につきまして、こういう形で提言をするということにご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は了承をされました。

夕方、農林部長に役員対応として提言書を提出をすることといたします。よろしく願いいたします。

次に、報告事項3であります。旅行積立等の清算について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、私から資料4ページ、報告事項3についてご説明いたします。

旅行積立等の清算についてでございます。

着座にて失礼いたします。

農業委員の任期満了に伴いまして、旅行積立金及び慶弔金の清算について報告いたします。

旅行積立及び慶弔金の残額、6月21日現在ですけれども、旅行積立のほうは1,181万8,138円、旅行積立は27年の8月、皆様が農業委員になられたときから、毎月1万円報酬のほうからいただいておりました。

慶弔金のほうですけれども、必要があるごとにいただいておりましたが、ただいま残額が3万9,870円となっております。

清算についてですけれども、旅行積立のほうですが、7月に予定されておりますお別れ旅行の費用、一応見積もり3万4,000円少し出ているので、3万5,000円を残しまして、7月の末をめどに報酬のほうの口座にお戻しをしたいと思います。また、旅行不参加の委員につきましては、全額をお返しいたしますので、お願いいたします。

慶弔金のほうでございますけれども、返金はしないとしまして、きょう、この部会終了後、任期満了の記念写真撮影いたしますけれども、そちらのほう、業者さんのほうから1枚800円でということで聞いておりますので、そちらに充て、数円残るかと思いますが、そちら、お別れ旅行のほうで使わせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

旅行積立のほうですが、今月の報酬、6月まで引かせていただきました。7月のほうではもう行わないということとしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

議 長

ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
では、そんな形で、事務局のほうで清算させていただきますのでよろしく
お願いいたします。
次に、報告事項 4、5 月の定例部会報告に入ります。
なお、農業振興部会には議案はございませんでしたので、報告はありません。
それでは、上條部会長、お願いします。

上條（陽）農地部会長 それでは、5 ページをごらんください。
5 月の定例農地部会の報告を申し上げます。
5 月 31 日開催の農地部会において、議案 21 件につきましてそれぞれ慎重に
審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。
その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしく
お願いいたします。
また、農地法第 4 条及び第 5 条の許可、承認案件につきましては、5 月 2
2 日に上條信委員及び百瀬道雄委員のお二人がそれぞれ現地を確認して
おりますので、申し添えます。
以上説明申し上げまして、5 月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。
続いて、報告事項 5、主要会務報告であります。資料 6 ページに記載し
てございますので、お目通しをお願いをいたします。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、松本改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） 松本普及センター、小川と申します。よろしく
お願いします。
今回、第 3 期長野県食と農業農村振興計画の資料をお持ちさせていただきました。
こちらのほうは、20 ページに松本版の内容が書いてございますので、また後
ほどごらんいただければと思います。
それと、その間にホチキスどめで資料を幾つかお持ちさせていただきました。
先ほど来、話がございましてリンゴ黒星病の関係の資料も 1 ページから 3
ページまで掲載しておりますので、またご一読いただければと思います。
それと、ちょっと 1 カ所だけ、2 ページをちょっとごらんいただければと
思うんですけれども、このリンゴ黒星病なんですけれども、ちょっと典型
的な症状がこの 2 ページの写真に、写真 3 のあたりかと思うんですけれど
も、写真 2 のほうは葉表にあるちょっと下膨れしたような部分が左側にあ

るかと思ひます。ちよつと白黒で申しわけないですけれども。あと、写真3のほうが葉裏なんですけれども、ちよつと黒くすすけたような菌そうが見えるんですけれども、ここの症状が非常に典型的なものです。

それで、ちよつと先ほど来お話がございました他県から導入された苗なんですけれども、葉っぱではなくて、やはり枝のほうにくっついていて部分があるということで、なかなかちよつとそういうものが入ってくるというのがちよつと想定しにくかった部分もあったんじゃないかなと思うんですけれども、県下のほうでは、本当に松本ハイランドさん中心に非常に迅速な対応をされたということでお話をお伺ひしています。

また、多発するような園ございましたら、ご相談いただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちよつとその他の資料につきましては、ちよつと割愛させていただきますけれども、また後ほどごらんいただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単ですけれども、お願ひします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、私のほうから数点ちよつとお知らせをさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、長野県農業会議の関係の県組織の役員の改選の関係でございます。

6月20日、一般社団法人長野県農業会議の通常総会、その後、臨時の理事会が開催されまして、うちの小林会長が県農業会議の副会長理事に専任されております。任期は2年ということでございます。

また、6月13日でございますが、長野県農業委員会女性協議会の総会が開催されまして、うちの古沢会長代理が会長に再任されております。任期1年ですが、平成27年6月から連続4期目の会長職ということでございますので、ご承知おきください。

続きまして、農業委員会だより第85号の発行ということで、本日お手元に配付しております。お目通しをいただければと思ひます。編集委員会の方に頑張っていたいたということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、先ほどの任期満了のお別れ旅行の関係、出欠席の報告書を出してない委員は、本日中にお出しいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それから、ご案内の中に30年度農地利用最適化推進研修会の案内があったかと思ひます。出席できる委員は出席をお願いしたいということで、7月26日でございます。出席する委員につきましては、出席報告書を事務局にご提出いただければと思ひます。

また、同様に、先の話なんですけれども、11月7日に第3回長野県農業

委員会大会がことしは松本で開かれるわけでございます。要望事項や、あと講演会の講師等のご希望ありましたら、また事務局のほうにお願いしたいということでございます。

それから、あとそれぞれの地区におきまして、任期が迫ってまいりましたけれども、新しい委員への引き継ぎ等が始まるかと思いますが、懸案事項については、それぞれの地区で引き継ぎをお願いしたいと思います。

7月中、もしくは8月ぐらいをめどに、順次引き継ぎをお願いしたいということでございますし、関連して、議案がかなり家に帰るといっばいたまっているかと思えます。なかなか処分に困るというようなこともあるかと思えます。市のほうでは、個人情報漏れない形の処理システムを持っておりますので、もしご来庁の折に、処分に困る場合は、束ねてどさっと持ってきていただいても構いませんので、よろしく願いいたします。

あと、何かホチキスぐらいはいいんですが、ビニール類とか、大きなでかいクリップとか、そういうものだけはちょっと外していただくようにご配慮をお願いしたいと思います。

あと、最後、きょうの写真撮影でございますが、4時45分ぴったりに市長、副市長が大会議室に入りますので、30分には大会議室に来ていただいて、並んでいただくような形で、45分には写真が、シャッターが押せる状態にしておかなければなりませんので、よろしく願いします。

上着着用ということでご案内をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 その他、委員の皆さんから何かございましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、先ほど局長補佐のほうから、この6月20日に総会がございまして、私、中南信の副会長が2人でありまして、このたび選任をいただきまして、長野県の農業会議の副会長というふうなことで任命いただきました。皆様にまたご協力をよろしく願いいたします。

それから、東北信のほうは、佐久の市川会長さんが副会長に、それからまた会長につきましては、望月雄内さんが引き続き会長職というようなことございまして、また選任をいただきましたので、また皆様の協力のほどよろしく願いいたします。

以上で本日用意をいたしました案件は全て終了いたしました。

議長を退任をさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 23番 _____

議事録署名人 24番 _____

平成30年6月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成30年6月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年6月29日(金)午後3時10分から午後4時25分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 20人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 なし
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 11番 伊藤 修平 委員
12番 上條 信 委員
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第42号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第43号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第44号～52号
- (エ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第53号
- (オ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第54号～第55号
- (カ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第56号～58号

(2) 報告事項

- (ア) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (イ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (ウ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (エ) 農地法第5条の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	〃	高橋千恵子
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	川嶋 遥
		〃 西部農林課農政担当	主 査	上條 裕之

11 会議の概要

議 長 それでは、早速議事に入りたいと思います。
議案番号第42号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、1件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
それじゃ、高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案書の2ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請の件です。
議案第42号、大村 番地、現況地目、田、585平米を大村にお住まいの さんが農地の保全のため、売買により所有権移転をするものです。

この件につきましては、許可要件を全て満たしております。
以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、大村でございますので、岡村委員さん、よろしく願いいたします。

岡村委員 過日、25日に荒井農業委員さんと現地確認してまいりました。この場所は、 の の300メートルくらい西です。農道が南北に通っているんですが、その農道沿いにある田んぼでございます。この さんはもう高齢で、奥さんも亡くなっておりお一人でおられて、もう整理していかねばならないと、そんなことで、この田んぼを さんにお譲りするというので、 さんも、そこの地番の3枚北側に田んぼがございます。地続きというような状況の中で、譲っていただくと、こういうことであります。

この さんは、お母さんと奥さんと3人で農業を営んでおられまして、田んぼを今回譲っていただいた上においては、しっかり耕作すると、こういうことであります。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第42号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号第43号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件につきまして上程いたします。それでは、事務局から説明を求めます。大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いいたします。
それでは、議案書の3ページをお願いします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第43号、内田 - 、現況地目、田、216平米外2筆、計3筆に寿台2丁目にお住まいの さんが一般住宅を新築する計画です。医療機関に近く、利便性の高い場所です。農地区分は3種であり、

原則許可ですので、許可相当と判断しました。

なお、本案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、1件、3筆、337平米です。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案番号第43号について、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、内田でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 内田の片丘線で信号機のちょっと西側になります。今、写真に見えているところは、これが手前が道側になるんですが、これが北側になるのかな。北側になるんですが、見えている家があって、その裏に畑があるんですが、そっちのほうをうちを建てる条件的にはいいんですが、どうも担当課のほうで許可にならないということで、この道端の手前のほうに、かなりちょっと段差があって、道路からも低くなっているもんですから、かなり埋め立てしなきゃいけないかなと思うけれども、許可にならないと言うもんですから、やむを得ずこの道端のほう、裏にも道あるんですが、裏のほうは条件的には家を建てるにはいいような感じですけども、やむを得ず道端のほうに建てるということですので、お願いをしたいと思います。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、今回は菅野委員さん、古沢委員さん、どちらか。古沢委員のほうからお願いいたします。

古沢委員 ただいま上條さんがご説明していただいたとおりでございます。ジャガイモ畑の写真の右側には道路があります。そこから進入路がありまして、奥へ入っていけるような状態になっております。非常に高い段差がございますが、ジャガイモ畑とその横を使って住宅を建てられるということです。何も問題はないというように見てまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第44号から52号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、9件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
阪本技師及び大内主査にお願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の4ページをお願いします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第44号、島立 - 、現況地目、田、177平米、1筆
島立にあります が仮設事務所、駐車場を一時転用する
計画です。譲受人からは原状復旧の確約書も提出されております。農地区
分は農振農用地であります。一時転用であり、農業振興地域整備計画の
達成に支障を及ぼすおそれのないものであるため、不許可の例外に該当し、
許可相当と判断いたしました。
続きまして、議案番号第45号、新村 - 、現況地目、田、506
平米、1筆に波田にお住まいの さんが一般住宅を新築する計画です。
アルピコ交通上高地線新村駅に近く、利便性の高い土地です。農地区分は
3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。
続きまして、議案番号第46号、和田 - 、現況地目、畑、99
8平米、1筆に野溝木工にお住まいの さんが建売住宅を新築する計画
です。和田出張所に近く、利便性の高い土地です。農地区分は3種であり、
原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

大内主査

続きまして、議案番号第47号です。寿豊丘 - 、現況地目、畑、
26平米に塩尻市にお住まいの さんが農業後継者の別棟住宅を新築す
る申請です。農地区分は1種ではあります。位置的代替性がなく、集落
に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しま
した。
続きまして、議案番号第48号です。内田 - 、現況地目、畑、1
98平米に内田にお住まいの さんが一般住宅を新築する申請です。農
地区分は2種ではあります。位置的代替性がないため、許可相当と判断
しました。
続きまして、5ページをお願いします。
議案番号第49号です。会田 - 、現況地目、畑、519平米外1筆、
計2筆に上田市にある が太陽光発電施設を新設する申請で
す。農地区分は2種ではあります。位置的代替性がないため、許可相当
と判断しました。

阪本技師

続きまして、議案番号第60号、梓川倭 - 、現況地目、畑、3
47平米、1筆に安曇野市にお住まいの さんが一般住宅を新築する計
画です。農地区分では1種ではあります。位置的代替性がなく、集落に
接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたし

ました。

続きまして、議案番号51号、梓川倭 - 、現況地目、畑、743平米、1筆外1筆、計2筆に塩尻市にあります が建売住宅を新築する計画です。農地区分は1種であります。位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

なお、この案件ですが、農地法は2筆の申請となりますが、都計法の申請は、開発審査対象の - , 743平米、1筆の申請になるため、県の許可書と合せ、農業委員会から、農地法2筆、開発1筆の審査の旨、意見書を出させていただきますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案番号第52号、波田 - 、現況地目、田、319平米、1筆に空港東にお住まいの さんが農家分家を新築する申請です。アルピコ交通上高地線淵東駅に近く、利便性の高い場所です。農地区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

なお、各案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、9件、11筆、4,614平米になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、初めに議案番号第44号でございますが、この案件につきましては、委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山(敏)委員退席)

議 長

それでは、議案番号第44号について、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、島立でございますので、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員

場所は、 の建物ですが、そのすぐ隣でして、農業に関する影響というのは全くない場所で、農振地域がちょっと不思議だというような感じの場所であり、一時転用でもありますし、問題ないと思っております。

議 長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見ということで、古沢委員、お願いいたします。

古沢委員

ただいま上條委員さんからご説明いただきましたとおりでございます。問題ないと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、丸山委員さん、お入りください。

(丸山 (敏) 委員入室)

議 長 それでは、続きまして議案番号第 4 5 号に入りたいと思います。地元の委員さんの意見ということで、新村でございます。柳澤委員さん、お願いいたします。

柳澤委員 親が さんで、息子さんが さんということになります。結婚して、奥さん、それから子供さん 2 人おられるようですが、子供さんも大きくなってきているということで、住宅を建てたいということで、実家の隣、屋敷続きになりますが、田んぼですが、そちらへ家を建てて引っ越して、実家の農業も手伝いたいというふうなご意向になっております。
場所的には、先ほどありましたが、新村駅の南側、和田との境になりますが、周りが住宅地というふうな感じのところ、東と西が田んぼになっておりますが、これも さんがやっておる田んぼということで、別に営農上も問題ないんじゃないかということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。
菅野委員さんお願いします。

菅野委員 写真を見ると、右側に道路ありますよね。角のところね。あれの南側だけでも、あそこずっと道路があって、もうその道路の左側も右側も住宅が建たっていて、大体あの辺、家が周りにもう建たっていますので、何ら問題ないかなと、こんなふうに思っています。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。

本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第46号でございますが、和田でございますので、赤羽代理のほうから、ご意見を願います。

赤羽(隆)委員 この場所ですけれども、和田の出張所から150メートルほど西へ行った右側です。この圃場、作物つくるには、機械も入りづらくなかなかやりにくい農地です。この赤い線が書いてある向こう側、あっちにも水田とか畑あるんですけれども、そこがこのさんの圃場ばっかですので、ここへ家を建てても、影響するのは自分の畑ですので、問題ないかなと思いますので、よろしく願います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。古沢委員、願います。

古沢委員 ただいまの赤羽代理のほうからご説明いただいたとおりですが、そのうちのところに入っていくのに、道路がちょっとわかりづらい場所ですが、何も問題がないと思います。よろしく願います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、願います。

[質問、意見なし]

議長 それじゃ、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第46号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第47号でございます。地元の委員さんの意見ということで、寿でございます。上條委員さん、願います。

上條(萬)委員 片丘線沿いなんですけど、このちょうど右側が道路になります。このさんの、その今の左側の垣根のあるところの奥のほうに母屋があるんですけど、それで道路沿いからその白い塀がずっと角にL字型になっているんですけど、その塀の向こう側に家を建てたいと、こういうことなもんですから、この残った畑については、これからずっと続いた別の地籍の畑があります

んで、えらい別に問題はないかなというふうに見ていますんで、お願いします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。お願いいたします。古沢委員さん

古沢委員 写真で見ますと、右上に赤く見えるところが消火栓があります。白い塀の一部を取り壊すようです。その奥の、イチイの垣根みたいになっているんですが、それを伐採して、きれいにしてから建てるということで、何も問題はないと思って見てまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第47号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第48号でございます。これも内田でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條(萬)委員 この さんは東京に住んでいる地主なんですが、 さんの家が、おばあちゃんだったかな。1人、左側のところに家があって、その娘さん夫婦がそのところに一緒に今、入っているんですが、どうも狭いということで、こちらへ家を建てたいということです。

の西側になるんですが、今、ハウスありますけれども、そこに畑があって、またその上はずっと宅地で、奥に林になっているところも宅地がありますので、いずれにしても宅地に囲まれたところですので、問題はないかなというふうに思います。

以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。古沢委員さん、お願いいたします。

古沢委員 あの写真で手前が道路になっています。少し傾斜した土地ですが、右側にハウスがあって、その手前右側にはちょっとした池がありまして、左側には住宅がございます。何も問題はないと思って見てまいりました。よろし

くお願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第48号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第49号でございます。会田でございますので、伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 場所は、会田のところから、1段、2段ぐっと上り切った傾斜地なんですが、平らなところもございます。昔はここは桑畑ということでやっていたところなんです。この さんは、ここの土地はかなり荒れていて、雑木が生えたりしていましたが、すでに伐採をされてきれいになっておりました。
また、 さんも高齢で、農業、農産物をつくるということとはできないというふうな中で、太陽光というような話があって、人家はないし、ここは防護さくが張ってないというようなことで、イノシシやシカの被害も多いところでして、やむを得ないじゃないかなということで見てまいりました。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。古沢委員さんお願いいたします。

古沢委員 この写真では平らに見えるんですが、ここへたどり着くまでには、もう本当に細い道をひたすら上って行って、対向車があると、行違いができないくらいとても大変な道路でありました。
私もこの場所は、初めて行ったんですが、とても景観のよい素晴らしい場所だなと今は言えるんですが、そのときは大変なところにあるなと思って、本当に驚いて帰ってきましたが、とてもきれいに草も刈られておまして、周りの場所にも何も差し支えがないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第49号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第50号でございます。梓川でございますので、古沢委員のほうからお願いいたします。

古沢委員 あの場所は、写真に向かって右上が梓川中学校から梓橋のほうへつながる県道でございます。両方道路に挟まれた農地であり、周りには何も支障なく、問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました、菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 今、委員の言ったとおり、あれは写真の右上のほうまで道路であり、何ら別に農業とかそういうのには影響はないと思いますので、いいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第50号につきまして、原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案のとおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第51号でございます。これも梓川でございますので、古沢委員のほうからお願いいたします。

古沢委員 この場所は、手前に道路がありまして、左側の舗装道路が見えるんですが、それがカーブしてしまっていて、住宅地の奥のところがございます。周辺の環境からしても、影響することはないと思って見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査をしていただきました委員さん、菅野委員さん、お願いいたします。

す。

菅野委員 あの写真の手間に道路ありますよね。あの道路のもう手前が住宅、新興住宅が建たっていて、それから写真の右側のほうにも道路があって、そのまた右側の道路沿いに、やっぱりもう住宅が建たっておりまして、住宅に囲まれたようなところという場所なんですけど、何ら別に問題はないんじゃないかなというように見てまいりました。

議 長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第51号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第52号でございます。波田でございます。
地元の委員の意見ということで、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 先ほど事務局の説明のとおり、上高地線の湊東駅から歩いて一、二分ですかね。左側のほうはもう家庭菜園的なもので、この記した土地は、さんのおやじさんがつくっている田んぼで、ここに道が両側あるんですけども、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。菅野委員さん

菅野委員 ただいま森田委員の説明のとおりで、場所的にも問題のない場所だなと思って、しかも農業関係にも別にそんなに日陰になるとか、そういう影響はないんじゃないかなと、こんなふうに判断してまいりましたので、お願いします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第52号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案書6ページをごらんください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。議案第53号、群馬県北群馬郡榛東村にお住まいの さんが井川城 - - 、現況地目、田、361平米外1筆、合計569平米について承認を受けるものです。以上でございます。

議長 それでは、地元の意見をお願いいたしますということで、井川城でございますので、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 場所的には、ハイランドの西側のほうにあるところなんですけど、このところは、大きな田んぼ1枚あるところを北側のほう、この面積だけ2つに分筆されておりました。それから、南側に大きく田んぼがあるんですけど、現在、群馬に住んでいるもんですから、田んぼはできませんが、この2筆に曲がっているんですけども、トラクターだけ端のほうに置いてありまして、時々来て、田んぼのほうは耕作をしているようでした。電話で確認をして、誰がやっているんだと言ったら、私がやっているんだって言っていて、隣の県で、そんなに遠いところじゃないから、行ってやるんだと言って言っていて、北側のほうが本宅であるんですけども、畑で、実は本当に草がなくて、きれいに、今はやりの野菜が、トマトからキュウリからナスから、一通り全部きれいにできていましたんで、感心して見てまいりましたんですけど、考えてみたら、私も東京にいたときも、土日で帰ってくれば、そんなに遠くないからできると言われたのが、間違いなくできるような気がして見てきました。問題ないと思います。以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第53号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。
それでは、すみません。報告事項に入りたいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
それでは、高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案書7ページからの報告事項でございます。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、7件、8ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、7件、9ページと10ページ、農地法第4条の規定による届出受理の件、9件、おめくりいただきまして、11ページから13ページ、農地法第5条の規定による届出受理の件、17件、そして14ページですが、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件です。

以上報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまの報告事項につきまして質問等がありましたら、お願いいたします。
上條信委員さん。

上條信委員 ちょっと申しわけないが、11ページの17番と13ページの28番、さんの所有権移転の件だけれども、これ、同じ土地で、買う人が違うということで、物件が一緒では。

議長 お願いします。

高橋主査 こちらの件ですが、17番のほうの譲受人ですけれども、この方が、少しこの数日後に亡くなりまして、亡くなったということで、改めて28番の届け出のほうを、新たな不動産会社を受人として出し直したのになっております。

議長 いいですか。
他に、どうですか。いいですかね。
はい、どうぞ。

小沢委員 8ページの18番なんですけれども、両方とも同じ名前なんだよね。

さん、相続人も被相続人も。

高橋主査　　ちょっと今、案件ないので、確認して、すみません、違っていたら、訂正を加えさせていただきます。申しわけありません。

議　　長　　それでは、ちょっとこれは、確認して報告ということで、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議　　長　　それでは、今の案件はちょっと保留しておいてもらって、次へ進みます。それでは、続きまして議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第54号から55号の農用地利用集積計画の決定の件、2件につきまして上程いたしますということでございますが、この件につきましては、農業振興部会に内容審査を委託してありますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。よろしく申し上げます。
それでは、田中部会長、よろしくお願いいたします。

田中農業振興部会長　先ほど開催されました農業振興部会において、議案第54号、農用地利用集積計画の決定について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

10ページをごらんください。

一般分については、32筆、6万2,807平米で、内訳は、貸し付け19人、借り入れが13人でありました。円滑化事業分は、141筆、22万928平米で、内訳は、貸し付けが86人、借り入れが48人でありました。経営移譲は、18筆、2万952平米でありました。所有権の移転は、7筆、1万5,793平米でありました。第18条2項6号関係は、54筆、6満132平米でありました。農地中間管理権の設定は、91筆、13万9,265平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議　　長　　ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第54号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議　　長　　全員賛成ということでありますので、本件は原案どおり決定いたします。

それでは、続きまして議案番号第55号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、森田委員には退室をお願いいたします。

(森田委員退席)

議長 それでは、田中部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 続きまして、同じく農業振興部会において、議案第55号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

11ページをごらんください。

円滑化事業分は、1筆、1,755平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1人でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第55号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。

それでは、森田委員、入室してください。

(森田委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第56号から58号、農用地利用配分計画案の承認の件、3件につきまして上程いたします。

本件につきましても、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

それでは、田中部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 14ページをごらんください。

同じく農業振興部会において、議案第56号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、90筆、13万8,074平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第56号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認いたします。
それでは、続きまして議案番号第57号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、この案件につきましても、委員に関係する案件でございますので、青木委員には退室をお願いいたします。

(青木委員退席)

議長 それでは、田中部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 15ページをごらんください。

同じく農業振興部会において、議案第57号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、1筆、1,609平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第57号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、青木委員、入室してください。

(青木委員入室)

議長 それでは、議案番号第58号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけでございますが、この件につきましても、委員に関係する案件でございますので、森田委員には退室をお願いいたします。

(森田委員退席)

議長 それでは、田中部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 同15ページをごらんください。

議案第58号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、1筆、1,315平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第58号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。
それでは、森田委員さん、お入りください。

(森田委員入室)

議長 それでは、先ほどの報告事項について、確認ができたようですので、事務局から意見をお願いいたします。

高橋主査 先ほどご指摘いただきました報告事項4ページ、報告の番号が18番になります。こちらの件につきまして、届出書のほうを確認してまいりました。前所有者(被相続人)ですが、こちら、「 」さんとございますが、こちらのほう、誤って記載しておりましたので、訂正をお願いいたします。こちら、「 」さんを改めまして「 」さん、こちら「 」さんに直していただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

議長 それでは、訂正ということでよろしくをお願いいたします。

それでは、続きましてその他について、事務局から説明をお願いいたします。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、その他の事項です。

来月の日程につきましてご確認をお願いしたいと思います。

来月、部会につきましては、7月31日火曜日、午前11時から、場所は
こちら、第2委員会室です。よろしく申し上げます。

そして、次回の農地転用の現地調査は、7月24日火曜日を予定しております。前回、柿澤委員さんには、大丈夫、ということで確認いただいております。大丈夫でしょうか。

柿澤委員

午前中、昼くらいで終わりますかね。

大内主査

件数にもよりますが、この前、ちょっと9件ほどあったんですけども、
大体12時40分ぐらいに。

柿澤委員

2時から視察対応になりまして、1時ころまでに帰れば何とかかなります。

大内主査

ちょっと件数により調整させていただきますが、予定をお願いします。
あと、15番、上條信太郎委員さんはいかがでしょうか。前は未定だ
ということだったんですが、今回。

上條信太郎委員

24日。

大内主査

火曜日、はい。

はい、ありがとうございます。

上條信太郎委員

もしかしたら、すみません。

大内主査

そのあたり、また調整をして。

それでは、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、お二人の委員さん、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議長を退任させていただきます。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長

議事録署名人 1 1 番

議事録署名人 1 2 番

平成30年6月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成30年6月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年6月29日(金)午後3時12分から午後4時04分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 27人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 1人 12番 忠地 義光
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 21番 三村 晴夫 委員
22番 波多腰哲郎 委員
〔書記〕青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 その他

市長意見書の取り組みについて

11 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之

12 会議の概要

議 長

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前内容審査を付託された議案第54号から55号について審査を行うものです。

初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳から、今回の議案にのっております新規就農者について説明をいたします。

議案の16ページをごらんください。

今回ですけれども、新規就農者として3つの法人がありますので、それぞれご報告いたします。

では、整理番号1番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から報告させていただきます。

こちらの会社ですけれども、本社の所在地は和歌山市ということで、かなり遠方になります。また、今回借り入れる農地ですけれども、波田地区の農地3筆、87.2アールを借り入れるということでお話をちょうだいしてございます。栽培予定品目につきましては水稻、また農業の従事予定人数については5人ということでお話をいただいております。また、就農の目的ですけれども、農産物の出荷等を行うということでお話をいただいております。出荷先としては、道の駅を予定しているということになっております。また、年間1,200万円の販売額を見込むということでお話

1ページをごらんください。

今回、集積の議案は54号、55号の2つに分かれています。一括して説明させていただきます。

協議事項1、議案第54号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

内容はごらんいただければと思いますので、合計だけ読み上げます。

10ページをごらんください。

合計、一般分、筆数32筆、貸し付け19人、借り入れ13人、面積6万2,807平米。

円滑化事業分、141筆、貸し付け86人、借り入れ48人、面積22万928平米。

経営移譲、18筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積2万952平米。

利用権の移転、7筆、貸し付け3人、借り入れ5人、面積1万5,793平米。

第18条2項6号関係、54筆、貸し付け27人、借り入れ4人、面積6満132平米。

農地中間管理権の設定、91筆、貸し付け62人、借り入れ1人、面積13万9,265平米。

合計、343筆、貸し付け199人、借り入れ73人、面積51万9,877平米。

当月の利用件設定全体のうち認定農業者への集積、筆数176筆、面積26万3,760平米、集積率は76.70%となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

議案第55号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

円滑化事業分のみとなっております。筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,755平米、認定農業者への集積は100%となっております。

協議事項1については以上になります。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足説明等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第54号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告

することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第54号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第55号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第55号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第56号から58号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

12ページをごらんください。

配分の議案についてですが、こちらも56号から58号までに分かれておりますが、一括して説明させていただきます。

協議事項2、議案第56号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計欄だけ読み上げますので、14ページをごらんください。

合計、筆数90筆、貸し付け1人、借り入れ15人、面積13万8,074平米。

当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち認定農業者への集積は、筆数88筆、面積13万3,624平米、集積率は96.78%となっております。

続きまして、15ページをごらんください。

議案第57号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,609平米、集積率は100%となっております。

続きまして、議案第58号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,315平米、認定農業者への集積率は100%となっております。

協議事項 2 については以上になります。

議 長 ご苦労さまでした。
 ただいまの説明において、地元の委員の方から補足等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、ほかの委員の方でこの案件について意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 集約したいと思います。
 議案第 5 6 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、議案第 5 6 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
 続きまして、議案第 5 7 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、議案第 5 7 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
 議案第 5 8 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、議案第 5 8 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
 以上で議事を終了いたします。
 それでは、市長意見書の取り組みについてお願いします。
 青柳主事から説明をお願いいたします。

お疲れさまです。

本年度継続して行っている市長意見書の取り組みについてということで、今回、私から説明させていただきます。

6月ですけれども、当初の予定ですと、ほかの市町村の意見書を見て参考にしてみようというテーマを定めておりましたので、当日配付ということで、2つの意見書をお配りさせていただきました。まず、そちらの資料がお手元にあるか確認させてください。ホチキスどめの資料が2部ですけれども、お手元にない方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

では、こちらを参考にしながら、今回、お話をさせていただければと存じます。

最初に、こちらの2つで事前にお断りしておきたいんですけれども、長野市のものと塩尻市のものをそれぞれ取り寄せることができましたので、確認をしていただきますが、長野市につきましては、ホームページ等で既に公表されているもので、特に気にする必要はないのですが、塩尻市のほうが、実際に懇談会で使用されたものをいただきまして、公表されている資料ではないそうですので、紛失等、取り扱いには十分ご注意くださいと存じます。よろしくお願ひいたします。

では、意見書の中身について説明して、今後の意見書の引き継ぎないし作成についての参考というような形で、確認をいただければと存じますので、よろしくお願ひいたします。

説明を着座にて失礼いたします。

それでは、長野市の意見書から、内容について説明させていただきますので、こちらの要望書と銘打たれているものからご確認いただければと思います。

長野市の要望書ですけれども、松本市と形式がよく似ておまして、前文がありまして、その後、1から8の項目に分かれて要望という形の構成になっております。

全てを読み上げるつもりはございませんので、前文については省略をしますけれども、この前文の中で、担い手と人材育成について言及している箇所が複数ありまして、長野市として一番力を入れたいところであるという思いが出ていることが確認できます。

では、「長野市農業施策に関する要望書」から、各項目に従って説明させていただきます。

最初に、8つの項目があるということでお話をさせていただきましたが、ある程度分類することができます。長野市の場合ですと、1、担い手や労働力に関すること、2、農地に関係すること、3、助成事業に関すること、4、有害鳥獣対策に関すること、という仕分けになります。また、全国的に問題になっている事案について取り上げているという特徴もございます。

では、1番からまいります。

1、農業の多様な担い手の確保について、という内容になります。こちらですけれども、全国的に問題になっている高齢化や後継者不足、農業就業人口の減少を課題として提起したものになりまして、定年帰農者、Iター

ン、Uターンといった人が就農しやすい環境づくりが必要ではないかということ提言したものになります。具体的には、農地や農業機械、設備の関係、住宅等について総合的な相談ができる体制を、市を中心にJA等を含めてつくってほしいというのが1点。それから、相談体制を組む中で、この地区で就農するには何をつくれればいい、この規模だとどれくらいの収入が得られる、もしくはこれをつくりたい場合はこの地区でやるといい、といったモデルケースを紹介できる形にして、新規就農相談をされた方に、どう進めればいいのかを誘導できるような体制を整えてください、という要望となっております。また、新規就農支援事業が長野市にごさいますて、45歳未満という年齢制限を設けているそうです。しかし、定年等退職して帰農する方も増えているということで、中途退職した人が新規就農事業から漏れてはいけないということで、年齢制限を50歳未満に引き上げるようにということもあわせて要望として上げております。

続きまして、2番、中心的な担い手となる農業者の育成についてです。こちらは、中心的な担い手とは認定農業者のことであると定め、そうした担い手の増加と継続を図ることを提言しています。具体的には、今、認定農業者になっていない方が認定農業者を目指すような仕掛けをつくる。認定農業者になっている方が今後の営農計画に関して個別に面談ができる機会を設け、改良普及センター等とも連携し適正なアドバイスができるようにすることで、営農継続と改善しやすい環境をつくることを明記しています。

では、3番、担い手への農地集積・集約になります。こちらはタイトルのとおりで、実際に集積を図るためにどうしていくかを考えてほしいという内容になります。ポイントとして挙げているのは、小規模農地や条件不利農地の基盤整備、進入路確保の計画的な実施。そのうえで、担い手への農地の集積。また、人・農地プランの活用についても集積に有効と考えているようで、現在、策定が進んでいない地区については早期策定に向けたサポート。策定済みのところについては、より有効なプランにするための随時見直しの実施。こういったことを行うよう要望をしています。

4番です。中山間地域における農業振興対策になります。こちらについては、面積で4分の3程度を占める中山間地域の農地をどのように扱っていくかということを中心にした提案になります。内容としては、中山間地域に適した作物の研究、そうした作物の導入奨励、それから長野市で実施している中山間地域の農業対策事業の事例を地区へ紹介し、事業活用をしながら遊休化防止、遊休農地等の活用、産地化を要望しています。

5番、有害鳥獣対策になります。こちらは、電気さくを現在設置していないところについて、設置作業の補助。それから、維持管理が農業者の高齢化等で大変なので、そちらについてのサポートもお願いしたいという要望となっております。

続きまして6番、農地の災害復旧に対する助成です。こちらは局地的な大雨等、異常気象が続いていますが、もし自然災害が発生した場合、被災した農地の復旧を行いますけれども、そちらの負担率を軽減してほしいという内容となります。長野市では現状の負担率が10%になっているそうで

すけれども、特に中山間地域は復旧にかかるお金が高額になることもあって、10%でも負担が大きいようで、さらに負担率を下げたいという要望を出しています。

7番、農業機械の補助金等について。こちらについては、特に新規就農者と高齢農業者を中心に、中古農業機械の購入やリース、レンタルといったニーズが高まっているということで、そういった方を対象に、負担軽減のための補助金や支援制度の創設を検討してほしいという内容になります。それにあわせて、市の補助金等の手続きが煩雑な部分もありますので、書式の簡略化等、できるだけ利用しやすくしてほしいと要望しています。

それから、8番、労働力の確保対策になります。こちらは長野市の農業公社が、農作業お手伝いさん事業という、繁忙期等に短期的な人手を派遣する事業を行っておりますが、時期によっては多数の農家からお願いされ、人を派遣できないケースがあるそうです。そのため、人材の確保等を含めて安定的な運用をしてほしいという内容を挙げています。

以上で、長野市の要望書の説明を終わりますが、ホームページから取り寄せたものなので、概要だけのものを今回は提出する形になります。大変申しわけございません。また、特徴として、全市的な提言を全体的に行っているということ、今ある事業に関して改善または事業の推進をしてほしいという内容を中心に行っている印象があり、新規で何かをつくるというより、今あるものを十分に活用するように提言をしていると思われれます。それから、先ほど手続に対する要望がありましたが、実際の制度運用についても言及していることも特徴として挙げられます。

続きまして、塩尻市の説明をさせていただきます。

塩尻市につきましては、1ページにつき1つ、計11個の提案をしている形になります。また、内容から、各地区の農業委員が地元の課題について提起している形になっていると見受けられます。資料では伏せてありますけれども、1つの提案に対して1人の農業委員が説明をしています。それから、先ほどの長野市と同様、11個の提案は5つの分類に分けられます。1つ目が経営や販路に関すること、2つ目が遊休農地対策及び中山間農地の活用について、3つ目が担い手や労働力の確保、4つ目が有害鳥獣対策、5つ目が事業提案、政策提言について言及したものになります。

それでは、各ページについて説明をさせていただきます。

1ページからまいります。

塩尻市の農業公社による6次産業化モデル事業の提案です。平成22年に設立された農業公社が塩尻市にあり、農業委託や労働力の補完を主に行っています。また、最近では外部委託による加工品の販売等も行っているようで、今後、農業公社自身での加工及び販売、飲食店経営等を行うことで塩尻ブランドを確立し、それにあわせて農業公社自体も6次産業化を目指すのがあるのではないかと提案となっております。

続けて2ページになります。

こちらは荒廃農地解消の提言となりますけれども、主眼は条件不利農地となっております。内容としては、条件不利農地でも栽培可能であり、高齢

農家や小規模農家に向く農作物の研究をしてほしい。そのうえで、会社員等非農家の方にも参加していただける講習会を開催し、荒廃農地を活用しての農業体験を行うのはどうかというものです。また、講習会を通して農作物の直売、加工等も行って収入を得つつ、人材育成もするのはどうかという提案もしております。

では、3ページにまいります。

こちらは中山間地の条件不利農地への対応方針と統一指導になります。内容としましては、主な課題として、条件不利農地、耕作者の高齢化、後継者の未就農がございまして、それにより耕作放棄地が発生してしまっている。その傾向は中山間地で顕著であるとのこと。また、条件不利ということで中間管理機構での借り入れも難しく、遊休化もしやすい。そういったことから、まず、中核農家の育成規模拡大奨励金、こちらは平成29年度までは中山間地に適用されていなかったもので、そちらを中山間地の利用権設定者にも適用するようお願いしたい。さらに金額を増額して、貸借を促してほしいということが1つ目の要望になります。それから、山間農地の青地からの除外、非農地に向けて意見聴取等の準備を早期に進めてほしいという要望。加えて、非農地決定をした後、地目が山林になった場所を緩衝林として利用するよう整備の補助をしてほしいという要望になっております。

では、4ページへまいります。

中山間地域の農業の現状と当面の対策になります。前段としまして、トンネル工事等の減濁水対策として、ため池等を設置した経過があり、そういったため池の補修が今まで行われてきていない。ポンプが1基しか設置されてないものも多いので、有事の際に水が来ないことが危惧される。このため、ポンプ整備とため池の補修をしてほしいというのが1つ目の要望になります。それから、中山間地の貸し付けが増えているけれども、貸し付け後に地主自身が管理をしないこともあって、土手や用水路が荒れてしまうケースが増えている。それに対して、草刈りやすき間等の生じた水路の改修を促すよう要望しています。また、山際を中心に鳥獣害が発生しており、緩衝帯の整備、もしくは鳥獣防止ネット等の設置、それに対する補助をしてほしい。加えて、有害鳥獣対策センターを設置して、見回りや駆除の実施、それに対する助成をしてほしいという要望が挙がっております。

では、続いて5ページになります。

多面的機能支払制度の期限延長についてです。平成26年からスタートして、29年度の意見書提出時点で4年が経過した中で、塩尻市の団体では実情に即した有益なお金の使い方ができるようになったそうです。非常に有効な制度ですけれども、5年間の時限的な立法であることから、今後も継続して使いたいということで、制度の延長を希望する内容になります。多面的機能支払は国の制度ですので、市を経由して、ほかの団体も含めて多面的に国へ要望を上げてほしいという要望になっております。

次に、6ページ、有害鳥獣駆除です。こちらは平地も含めた内容になっていて、カラスやハクビシン、ムジナといった鳥と小動物の被害がひどく、

それによって収穫量がダウンしているということで、そういったものの捕獲をしてほしいという内容になります。

続いて7ページにまいります。

こちらは農業経営者の育成及びアピールになります。市内農業従事者の60歳以上の比率が8割を超えており、さらに、65歳以上の農業従事者が約7割いるという中で、新規就農者、農業後継者の確保について提案をしています。内容として、引退した、もしくは引退する予定の農家を里親として新規就農者に紹介し、所有農地や農業機械の貸借、技術継承を行うことで後継者育成をしていく。加えて、引退する予定であった農家の生きがいつくり、貸借料も含めた収入確保を図るのはどうかという提案となっております。また、こういった働きかけをある程度ルール化できた時点で学校等でのPRをして、農業への興味喚起、将来の選択肢に農業を加えるような啓発を行うことも挙げています。それと、独身農家の増加も問題に挙げておりまして、市でそういった農業者の婚活を後押しするのはどうかという提案もございます。

では、8ページになります。

こちらは定年後の方の帰農を進めるという提案です。内容は、定年後、地元を離れて働いていた方がUターンで戻ってきた場合を想定して書かれておりまして、そういった方がもし、就農したいという場合に就農支援をしてほしい。それから、問題になるであろう住宅の確保について、親の家の敷地内か、近くの農地を転用して新築することが想定されるため、県等へ農地転用の判断について、スピーディーで柔軟な対応をすること働きかけてほしいというものになっております。

9ページへ行きます。

労働力の確保と営農支援体制の充実という内容になります。実態の話から入りますけれども、塩尻市内の農家は大半が家族経営であり、実際の農業従事者は高齢化し、後継者も不在になっていることが問題となっております。その上で、経営の維持や拡大、季節的なものを含めて労働力確保のための営農支援体制の充実を図るというものです。塩尻市の農業公社で、ねこの手支援という名前の労働者の派遣事業を行っているようですけれども、繁忙期等に思ったような支援が受けられないというケースがあるようで、そういった時でも十分な対応が可能となるように、農業支援者も含めた人材発掘と育成を要望しますという内容になります。

では、10ページにまいります。

こちらは、人・農地プラン登録者の農地所有適格法人化への取り組み強化という提案となります。塩尻市ではワインをメインとした農業経営、法人化、利用集積はかなり進んでいるそうです。ですが、米や野菜といったワイン関係以外の作物に関しては、なかなか進展していないことが課題となっております。ワイン以外のものも利用集積等を行っていないと、農地の有効活用や農業の発展が図れないので、主に人・農地プランに登録している方を対象に、法人化の検討につながるような研修会を開催する。その上で、そういった方々の意見交換会を定期的に行いまして、法人化もしくは

農地所有適格法人になることを勧めるのはどうかという提案となります。

最後、11ページ、マルチ及び廃プラスチックの処理についてになります。

マルチや廃プラスチックの処理費用が農家の負担になっており、塩尻市は過去にマルチの廃棄に関しては一部補助を出していたようですがけれども、そちらが廃止されてしまった。そこで、改めてマルチ廃棄の補助を復活してほしい、それにあわせて廃プラスチックの処理費用補助を新設してほしいという要望になっております。

塩尻市の特徴としましては、最初ご紹介させていただいたとおり、全市を俯瞰した内容というより、各地区でどんな事業が利用されているかとか、地区の課題をどう整理していくか、といったことを主眼に置いた提言を行っていることが見受けられます。また、国政や県政に対しても、市を通して働きかけをするのはどうかという提言をしていることも挙げられます。あとは、参考までですが、塩尻市の意見書提出の形式は松本市と同じ流れとなっております。最初に市へ意見書を提出する。次に、市から回答をもらって、それに基づいて意見交換を行うとなっておりますが、出席者に若干違いがありまして、農業委員と市の関係職員、そこに市議会議員も出席して懇談会を行っているということで情報をいただいております。

2つの意見書の説明をさせていただきました。松本との比較分析をしっかりとできればよかったのですが、行うことができず申し訳ございません。もし挙げるとすれば、松本の意見書は、テーマ、課題を設定して、全市的な課題に対して、新しく何か対策をしたらどうかということを中心に提案をしている傾向がございます。長野市も、市全域ではありますけれども、既存事業の活用等を中心にした視点で提案をしている。また、塩尻市については、各地区を中心としている、起点となる視点が違うという特徴がございます。こういった視点の差も踏まえながら、松本市の意見書について、参考にしていただければと思います。

まとまらないですけれども、今回の他市町村の意見書、要望書を参考にしようということについての資料の説明は以上になります。

議 長

ご苦労さまでした。

これについて、具体的に他の意見書がいいとか、悪いとか、そういう話は別に必要ないとは思いますが、皆さん、何かありますか。

松本市は当然独自で行けばいいし、実情に合った形態、営みをすればいいのですが、8月以降、次の方にバトンタッチします。引き継ぐにあたって、長野市、塩尻市のこんな内容もあるということで、我々がこれまで書いてなかったこと、お気付きの点はございますか。萩原委員。

萩原委員

少し気がついたこととなりますけれども、長野市の意見書の前文を見ると、日付が30年2月2日となっておりますが、多分、29年度中に1年かけてまとめて、要望書として提出していると思います。長野市も実施計画ですとか、そういった経過を経て予算に結びつけていると思いますけれども、時期的に行政としては取り入れやすいタイミングで、非常にいいと思いま

す。そんな感じがしましたので、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

スケジュール的にも、考えられるところは調整いけばいいですし、また次の方たちに、その辺も含めて引き継ぎたいと思います。

ほかにどなたかありますか。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

では、これで議事を終了させていただきます。

これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

13 議長退任

14 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 21番

議事録署名人 22番
